
《論 文》

鎌倉幕府体制下の諸身分について

北 爪 真佐夫

要 旨

前稿で將軍と執権について種性（氏素姓）を軸にして検討してみたが幕府支配体制下では侍（地頭御家人）家人・郎等などの支配階級（身分）にも多かれ少かれ種性に規定されている。この他に支配される側では種々表現されているが雑人たる「百姓」「商人」「工人」などの他、支配体制外には「非人」などが存在した。幕府の支配体制下の鎌倉には「僧侶」が存在するが、こちらは官僚制と似た位階によって組織されていた。なお、鎌倉幕府は同時代の公家社会や寺社の社会にまで支配が及んでいないので、本稿は標題にそって述べることをあらかじめお断りしておきたい。

キーワード：武士身分、雑人、僧侶

はじめに

近年では「身分の問題」（階級関係と関係して）取り扱う論考はあまりみられないようである。私は不充分ながら「鎌倉期」の武士身分内の身分についての一文を書いた（2008年3月）⁽¹⁾。勿論、最終的な意図としては中世前期の全構成員を視野にいれて問題としようと考えたがまず支配身分を代表する「武士＝侍」を問題とすることにあった。前稿では貴種（氏素姓）を問題にすることにして鎌倉期の將軍と執権たる北条氏を問題にするにとどまった。ところで鎌倉幕府の滅亡後は南北朝内乱となるのだが幕府を開き將軍となったのは清和源氏の流れをくむ足利氏であった。足利氏のあとは戦国期となるのだが天下の統一後幕府を開いたのは周知の如く徳川氏であった。鎌倉・室町の幕府を開設したのは源氏（鎌倉期では源家三代のあとは摂家將軍、親王將軍とつづくのであるが）であったから江戸幕府を開設するにあたっては名字の問題では苦慮したようでかつての新田庄内の一村に「得川郷」があったことからここを徳川氏の発祥地とし、現在でも新田氏の墓の近くに東照宮がたてられ、徳川氏発祥地として碑がたてられている⁽²⁾。少くとも徳川氏の発祥地は問題であるが「種姓」（氏素姓）の観念が以外と生きていたように思われる。

前稿でも「身分」について述べたところであるが、そこでは簡単に身分制が発達した場合には「国家」（問題としている鎌倉幕府支配体制でも）が支え的もしくは慣習が支えていたと述べたところであるが、かつて石母田正氏は身分と切りはなせない階級を定義したあと「身分は階級関係が政治的または国家的秩序として固定された階層的秩序として理解しておく」としつつ、つづけて「身分秩序は発達した形では多くの場合に法制的な関係にあるのはそのためである」として、さらに「身分の概念は必ずしも右のように限定されず特殊な身分的特権や名譽あるいは生産様式を共通する集団も身分とされる」とも述べている。さらにまた「階級関係は多かれ少かれ身分関係という現象形態のもとに現象する。したがって古代の場合にも身分秩序の分析を媒介としてその背後にある階級関係をとらえなければならず、また階級関係が古代独自の身分秩序を形成する仕方のなかから古代国家の特徴をうかがうことができよう」⁽³⁾とも述べている。勿論、ここで石母田氏が述べているのは「古代の身分秩序」に限定しつつ注意深く述べているのであるから「鎌倉期」の主として支配身分に属する「侍」を中心としてそれ以下の層を問題とするのであるから石母田氏の見解をそのまま、適用するのは難しい。もっとも法的に固定されるなど参考となる点が少なくない。もっともいわゆる御家人、あるいは地頭に関しては武士あるいは庄園制下の在地領主として研究されることが多かったのである⁽⁴⁾。

註 (1) 人文学会紀要（札幌学院大学）第83号。

- (2) 清和源氏の流れをくむ新田氏の所領新田莊内に「とくかわかう」文永五年五月三十一日の讓状などにあることが問題であるが理由とされたのであろう。
- (3) 「古代の身分秩序」『古代史講座』学生社、一九六三年、のち『日本古代国家論』第一部に収録。
- (4) 本稿では「鎌倉幕府体制」下の身分を分析対象にしたにとどまっている。なお「中世の身分制」として中世・構成員を対象とした高橋昌明氏の論稿が1984年『講座 日本歴史』3 中世1 所収 東京大学出版会、ならびに同講座4 中世2で「中世賤民論」を小山靖憲氏が執筆されている。それ故にいずれかの機会にそうした問題を扱うことにしたいと考えているところである。

(一) 御成敗式目上での身分

そこでさっそく鎌倉幕府法以下でみてみよう。まず初めに追加法にみえる（吾妻鏡にもある）。幕府法の追加の「訴訟人座籍事」⁽¹⁾によれば、侍客人座奉行人召外不可_レ參_二後座_一郎等廣庇_二召外不可_レ參_二南広庇_一、但陸奥沙汰之時者、隨_レ召可_レ參_一郡郷沙汰入者、依_二時儀_一可_レ參_二小縁_一雜人大庭_二不_レ應_レ召外、相模武藏雜人等不_レ可_レ參_二入南坪_一、とある。これによると訴訟人の座席が侍客人座、郎等、雜人等の三種に分れていて、それぞれの身分座籍を表示しているとみてよいであろう。「雜人大庭」については相模武藏雜人等とあるからこれら永代知行国の身分の低い者、下賤の者、中間や所從、百姓町人などが含まれているものであろう。

さて、つぎに鎌倉幕府法及び追加法で具体的にどのように規定されているかを検討することにしたいが、問注所の設立は1184年（元暦）10月で、1232年（貞永1）8月に御成敗式目以下

が制定されている。その間48年の月日が経過しているが式目の方向は問注所の設立ないしそれ以前から慣習的に実施されていたものが法文化されたものが多いとみても大過ないであろう。

ところで検討の中心的位置を占める「侍」について「沙汰末練書」には以下のように説明されている。

一、御家人トハ、往昔以来、爲_二開発領主_一、賜_二武家御下文_一人事也_二開発領主トハ_一根本私_二、とあり
一、地頭トハ、右大将家以来、代々將軍家奉公、蒙_二御恩_一人之事也⁽²⁾とあって源頼朝以前とそれ以後の「侍」を区分して説明している。

いずれにしても、一般には鎌倉御家人とは將軍などと主従関係を結んだ武士をいうが、鎌倉以前から有力武将に見参し名簿をささげる手続きが必要であり、鎌倉期などでは緊急な軍事動員に従事する必要からこのような手続きは省略されることがあったし、特に西国の武士にあっては後述するように守護などによる交名や注進により大番役勤仕の実績のみで認められることが少くなかった。1189年（文治5）の奥州合戦では、それまでの合戦以上の全国的な武士たちに対して再び召集令が下された⁽³⁾。続いて建久年間（1190～99）には西国諸国では一国御家人役交名が作成されてこの段階で御家人非御家人が改めて確定された。こうして御家人とは前述したように戦事には軍役、平時には大番役、関東御公事などの御家人役を勤仕し、將軍はその反対給付として本領安堵や新恩給与を行ったのである。

そこで御家人以下の幕府の構成員の「身分」、具体的には差異を式目等で検討することにしたい。御成敗式目十条の「殺害刃傷罪科事、付父子咎相互_{被懸否事}」でみると、もし殺害を犯せば死罪ならびに流刑に處せられ所帶を没収せらるといえどもその父その子相交わることがなければたがいに科をかけることはない。次に流罪の科は同じくこれに準ずるべしということであり、さらに或は子或は孫が父祖の敵を殺害するにおいては父祖たとえ知らざるといふともその罪に處せられる。これは父祖の憤りを散せんがために忽に宿意をとげるのを防ぐためであるという。次にその子がもし人の所職を奪はんと欲したり、若くは人の財宝を取るために殺害を企てた場合はその父は知らざるよし在状分明ならば縁坐に處すことないと規定されている⁽⁴⁾。

ところが十三条の「毆人咎事」でみると打擲之輩はその恥をそがんがためにそうした行為を行うのであろうが、毆人の科ははなはだ軽いものではない。侍においては所帶を没収し、所領がなければ流罪に處し、郎従以下は其身を禁ずべしとある。ここで注目されるのは侍=御家人にあっても一時的にか所領のない者が存在することと、郎従以下は處刑が若干軽いことである。それは身分の差異があるからであろう。

次の十四条「代官罪科懸主人否事」の規定では代官の輩が殺害以下の重科を犯した場合、件の主人が代官の身を召進した場合は主人には罪科は懸けてはならない。但し代官を救けるために咎なき由を陳じ申したところ実犯が露顕すれば主人はその罪を遁れ難い。よって所領は没収され彼の代官にいたっては召し禁ぜられるという。これでみるとこの代官と主人には刑罰に差があり、主人は御家人地頭であって代官は主人の家人か郎従ではなかろうか⁽⁵⁾。

次に十五条の「謀書罪科事」⁽⁶⁾でみると「侍」の謀書では所領が没収され、所帯がない者に対しは遠流に處された。凡下輩（甲乙人ともいわれる百姓等の人をいう。）の謀書の罪科は火印をその顔に押すというのである。この規定では「侍」と「凡下輩」に関しては相違を明示している。また執筆の者は同罪であるともしている。次で論人の所帯の證文が謀書であるということが多いといわれているが、披見したところ若し謀書であるならば尤も先條に任せて科を課すことになるし、また文書に紛謬がなければ謀略の輩に命じて神社仏寺の修理を務めさせるべきである。但し無力の輩についてはその身を追放という科を課すという。この規定でも身分によって罰則に相違が認められるのである⁽⁷⁾。

ところで十九条「不論親疎被眷養輩違背本主子孫事」⁽⁷⁾によると親疎を論せず本主の子孫に違背することに対してでみると子息の如くまた郎従の如く親愛し、忠勤を致す時、感歎のあまり「充文」を渡したり、譲状を与えたりしたところ和与の物と称して本主の子孫に対して何んとかうまく対論することは甚だはよろしくない。求婚の時は「子息の儀」と存じ、かつ「郎従之禮」を致し向背の後は他人の号を假りたりあるいは敵対の思いをなし先人の恩顧を忘れ本主の子孫に違背する者は譲りうけた所領は本主の子孫に返付すべきであるというものである。これによれば郎従など子息でなくとも御家人から所領などを譲られる場合があったが御家の子息に敵対するようなことがあれば所領の譲与などを取り消すというのである。これによれば御家人に仕えている郎従なども所領を譲与されることがあったとみることができ。事実、將軍頼家の時代に「芝田館」の攻落に功を遂げた工藤小次郎行光の郎従一人を「御家人」に加えると述べたが工藤の強い要請で郎従藤五郎、藤三郎、美源二の三人を御家人にすることに成功しているし⁽⁸⁾、実朝の時代で掃部頭親能入道の「家人」は「右筆芸」により問注所の寄人を兼ねることを中原仲業は親能の家人であったが任じられている⁽⁹⁾。だが、家人や郎等が御家人となることは固く禁じられていたとみてよいであろう。というのは前年の十一月、相州（義時）は年來郎従（皆伊豆国住民也、号之主達）のうち「有功の者」については「侍」に準すべき由を内々に望申したところ実朝は許容しなかったのである⁽¹⁰⁾。承元三年（1239）といえば実朝が將軍となって8年を経ているとはい、北条義時が事実上（政子がいるとはい）実権を掌握していた時期ではあるものの許されなかったのである。このことからみても、家人や郎従は簡単には「御家人身分」にはなれなかったのである。

ところで吾妻鏡などには「無双勇士」などと称せられる人物が存在しているのをみることがある。とくに鎌倉幕府の確立期にいたるまでには、しばしば合戦がみられた。1189年（文治五）七月、小山政光入道が將軍頼朝に駄餉を献じた時、紺直垂の上下を着た者が御前に候じていたので何者かと尋ねたところ彼は「本朝無双勇士」で熊谷小次郎直家であるといったという。政光は何故に無双の勇士と号するのであるかと問うたところ、平家追討の間、一谷の戦場で父子相並んで命を棄てるようなことを度々に及んだためと答えたという。これに対して政光は君のために命を棄てんとする志ざしのある者を「勇士」というのであればそれは直家にかぎらない

と申したところ、將軍は直家には股肱の「郎従」がいないため直接に勳功に励んだためにその号を揚げたのだと答えたという。さらに政光の如きはただ郎従が忠を抽んずる許りであるといわれたため、所詮は自から（御家人）が合戦をとげる必要があるとして子息朝政、宗政、朝光ならびに猶子頼綱に勳功をたてるよう下知したという⁽¹¹⁾。ここであきらかなことは有力な御家人小山氏などは合戦にあたって多くの家人や郎従に依存し、「無双勇士」といわれるような称号をあげることができなかつたのである。そのために有力な子息（一族の御家人）に勳功をたてるよう叱咤したのである。こうみるとこの時期の恩賞などは有力武将が得ていることが多いのであるが⁽¹²⁾実際上の武勳は家人や郎等などがあげていたのが多つたのである。

次に三二条の盜賊悪党を所領内にかくしおくことに関するては

「右件輩雖有風聞、依露顕不能斷罪不加炳誠、而国人等差申之處、召上之時者其國無爲也、在国之時者其國狼籍也云々、仍於縁辺之凶賊者付證跡可召禁、又地頭隱置賊徒者可爲同罪也、先就嫌疑之趣召置地頭於鎌倉彼國不落居之間、不可給身暇矣、次被停止守護使入部所々事、同惡党等出来之時者不日召渡守護所也、若於拘惜者且令入部守護使且可改補地頭代也、若又不改代官者被沒収地頭職可被入守護使」⁽¹³⁾ といふものである。これによると地頭代と地頭御家の處罰に相違が認められる。このかぎりでは地頭代の「身分」があきらかではないが本主（地頭）の家人や郎等であるならば身分差により處罰に相違が認められる。つまり、代官の方は改補であり地頭の方は地頭代（代官）の改補をしなければ守護使の入部にとどまらず地頭職が没収されるのである。

次の「密懐他人妻罪科事」⁽¹⁴⁾に関するては御家人は強奸和奸を論ぜず人の妻を懷抱する者に対しては所領の半分を没収され出仕を止められ、所帶がない者は遠流に處せられたのである。また女の所領も同じく没収され、所領がない者は配流とされるのである。次に道路の辻に於いて女を捕えることに対するては御家人に対するては百箇日の出仕をとめられ、郎等以下に至つては右大将家の時の例に任せて片方の鬢髪を剃除すべきであり、但し法師の罪科においてはその時にあたつて斟酌されるというもので處罰のあり方に相違が認められるのである。

さらに鎌倉中の僧徒については四十条⁽¹⁵⁾でほしいままに官位を諂うことを禁じ、綱位により繩次をみだす故にみだりに昇進を求めるることを禁じ、自今以後は免許を蒙らず昇進の輩=寺社の供僧はその職を停廢とするし、此の外の禪侶は偏に顧眄の人に命じていましめるとしている。これは三九条の御家人が將軍の推挙なくして官位を得ることができないとする規定と類似している。もっとも、この場合は鎌倉中の者に限定されている。この他、御成敗式目では鎌倉幕府支配下の「奴婢雜人」「百姓」「所從」といった「身分」といってよいものたちについても規定がみられる。

註（1）佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻・鎌倉幕府法の追加法二六〇、この座席の位置で鎌倉体制下の身分の大枠は示されているといってよいであろう。私としては他の法令などを問題にして細

- 部にわたってまず法的にはどうだったのかを追求することにしたい。
- (2) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二巻 附録一所収。
- (3) 吾妻鏡 文治五年七月十九日条。
- (4) 以上は前掲『中世法制史料集』第一巻殺害刃傷罪科事付父子処相互被懸否事。
- (5) 前掲書十四条 代官罪科懸主人否事であるが本文では主人が代官の咎を救るために虚実を申した時は主人と代官とでは罰則に相違が認められるし、代官が本所の年貢や先例の率法に背いたときは代官の所行でも主人はその過を懸けられるというので、代官は非御家人や郎等や家人の類ではないかと推定しうるのである。
- (6) 同十九条。
- (7) でみると本主から「充文」や「譲状」を得て御家人化しているものの「法的」には「御家人身分」を得ていないことが解る。
- (8) 吾妻鏡 正治二年十月廿一日条。
- (9) 吾妻鏡 承元三年十一月十日条。
- (10) 吾妻鏡 承元四年十二月廿一日条。
- (11) 吾妻鏡 文治五年七月廿五日条。
- (12) 吾妻鏡 建保元年五月六日条によるとこの和田合戦では有力な御家人達も戦死しているのであるが、此外の者として小者郎等の戦死の名前や人数は記さずただ二箇所にわたって記されているのみで、御方（幕府方）五十人の御家人が戦死しているほか郎従が多くあったと思われるが彼等については記載がなく此外手負源氏侍千余人とある。しかも、勲功賞として和田氏の宗たる庄園所領二十三箇所が新恩として配分されているのであるが、女房因幡局や大貳局のほかは有力御家人達が得ているのである。勿論、この合戦には和田一族のみでなく横山人々、土屋人々、山内人々、渋谷人々、毛利人々など多くの御家人が和田氏に与同して参戦し戦死しているから没収地は多く鎌倉幕府方に与同し勲功をあげた郎等や家人にも少しあは配分されたと思われるが二十三人程の御家人に重点的に配分されたものとあるのみである。（吾妻鏡 建保元年五月七日条）。
- (13) 第三十二条 隠置盜賊悪党於所領事では興味深いのはその国の国人等が差申し召上の時は当然にも無爲であり、在国の時は狼藉也というから盜賊や悪党を隠置くことがあったのであろう。そのため縁辺の凶賊は證跡にもとづいて召し禁じ、又地頭等が賊徒を隠置くに至っては断罪とするとある。また嫌疑の趣については地頭を鎌倉に召置いて落居しない間は暇をとらせないという。ついで守護使の入部を停止させている所々で悪党が出現したならば守護に召し渡すべきであり、それ以下のことは本文で述べた通りである。
- (14) 第三十四条。
- (15) 僧侶の官位を諂う問題にのみふれたが三十九条の「官爵所望輩申請閑東御一行事」についてふれていないが、この問題は拙稿「中世政治経済史の研究」第五章で詳述しているので本文ではふれなかった。この問題はすでに賴朝時代から將軍が申請して認可されることになっていて、許可なく官位を得ることはできないのであって三十九条もその点を規定しているのである。なお、ついでにいっておけばすでに以前佐藤進一氏は諸人官途事について、「建治三年記」によって寄合の評定審議によって京都に推挙することから將軍の直接裁量によるものに移行したといい、將軍は文永三年宗尊親王の京都放逐以後は益々ロボット化し、当時の恩沢奉行は執権北条時宗の舅である安達泰盛であるから事實上は得宗專制に移っていたことから北条氏執権の手中にしたものとみてよいといっている。（佐藤進一「鎌倉幕府政治の專制下について」）。

(二) 追加法にみる諸身分

御成敗式目と同様追加法も中心的には地頭御家人に対する規定が大部分であるが、ここでも、地頭御家人に対比される郎等などの武士以下の身分にも注意を向けて検討することにしたい。

追加法で注目すべき点は周知のように新補地頭に補任される御家人が多くなり、彼等の特徴は承久の乱の時、敵対する者たちの所領を没収して給付されたものであり、その得分は庄公田十町ごとに一町の給田と段別五升の加徴米を得ることが法定化されてできたことである⁽¹⁾。この得分は以前の地頭よりはよいとされているが漸次この額等に接近したり、和与によって領家などと所領を分け合うことにもなるのである。勿論、諸国の庄園等は一円に地頭が支配していたわけではなく京都に於て領家方の沙汰人預所と問注を遂げ下知されるところが、正員に觸れると称し、地頭代の面々が対戦し、参決をしないのは甚だ不当であって、代官と雖も難渋してはならない。今後は事を左右に寄せて猶遁れ、徒に隨はない輩においては殊なる沙汰があり定めて後悔することがあるとしている。この場合の正員は地頭御家人であるが代官は正員地頭に仕える家人や郎等が多かったのであろう⁽²⁾。

追加法二〇条の「出挙事」では寛喜三年などの飢饉にあたっては伊豆・駿河国の「百姓」（人民ともある）には出挙米が与えられている。年貢などの納入者=被支配身分の「百姓」⁽³⁾が対象となっている。二十二条盜賊臓物事、及び二十二条強盜殺害人事⁽⁴⁾については、後者は張本においては断罪に行われ餘党にいたっては鎮西御家人で在京の輩ならびに守護人に付して鎮西に下し遣わるべき也というから、ここでいう餘党とは家人や郎等を指しているのであろうか。なお臓物及び盗犯の輩が百文もしくは二百文については一倍をもって弁償すべきであつて重科の輩（前者では三百文）は其身を召取るといえども同意せざる縁者親類には煩費には及ばないという。前者では三族の罪には及ばないし親類妻子并所從はもとの如く本宅に居住が認められ、次いで同宿所家主が罪科に懸けられるか否かは其の意を知らざれば罪科に及ばないとしている。この二つの規定で注目されるのは量刑の差異と縁罪の可否を問題にしていることと直接的には「身分」の差異については明示がないが「餘党」とか「親類妻子ならびに所從の語句からみて御家人、郎等、所從といった身分もかかわっているし、「張本」か否かで罪科に相違が認められるのである。

次は二八条の「諸社祭時、礫飛事」に関してみると「非職之輩」が武勇を好むの類、礫飛之次、刃傷殺害之條、固可被加制止也」とあり、この問題は北条泰時が六波羅探題で在京の時、殊に制止を加えたが全く無視され、武勇を好む輩は事を左右に寄せて構申していく甚だ信用できない。但し、礫飛に於いては制限はしないが武芸に至っては停止すべきであるというものである。ところでこの規定で「非職之輩」とあるのが注目される。というのは「沙汰未練書」では「名主、庄官、下司、田所、惣追補使（中略）以下職人等事」とあり、「非職之輩」とはこうした「職」を帯びてない者を指すものとみてよいであろう。煥言すれば甲乙人、商人、百姓等を指すものであろう⁽⁵⁾。

五三条では「依_芸能_被召仕輩所領事」⁽⁶⁾によれば彼等はその所領を他人に譲渡したり、非器の輩（侍ではない者）に謂われなく相伝してはならず、依って器量のあるものに相伝すべきであるという。

七〇条によると山僧武勇については承久以後は殊に停止と定めているが近年（文暦）弓箭兵具を帶び洛中を横行する僧徒が多いと聞く、直に彼物具を奪留めれば定めてまた喧嘩に及ぶことになる。今後はしかる如くの族を早く伺見て京中といい辺土といい出入の所々を見知して注申し交名に隨って本所に觸達し其身を関東に召し下して誠沙汰あるべしとあり、鎌倉中の僧徒以外に対しても弓矢兵具の携帶に対しては関与するとしている。このように弓矢兵具に関しては鎌倉幕府の専権的事項とすることができたのであろうか⁽⁷⁾。勿論、寺社に対しては無断では介入できなかった点は從来通りであった。（とくに京都・奈良）

一三〇条では「御家人中郎等任官事」⁽⁸⁾の規定がある。これによると自今以後は停止すべきであり、「所望之時、関東祇候人之由称申者、能々且糸明主人、且相觸重時、可レ被申任之旨、兼可レ被申置官藏人已下公事奉行人」というもので原則的には任官は停止ということであった。このかぎりでは「御家人」との差は明確である。鎌倉方の官位の任官者のうち五位・六位はすべて御家人であろうがその全体の数は時代などの問題もあってあきらかにすることはできないが將軍が鶴岡放生会御出の時の供奉人で比較的多い事例としては寛元二年八月で六十二人であった⁽⁹⁾。勿論、供奉人に参加できない洛中住者のうち六波羅探題者等や問注所や政所の別当や執事、寄人などを含めると百人位になるのであろうか。四位以上は執權や將軍たちなどで、それに対応する官職が得られるのであるが、賴朝の時代から「頭要官職」は禁欲的抑制的であったのである。もっとも、かの九条兼実などは1183年（文治三）段階で「凡近代作法、每公事被召成功、朝家恥辱、當時後監、只在此事、乱代之証、以レ之爲驗」⁽¹⁰⁾といっているし、慈圓は承久前後の時期では大納言は十人、三位は五六十人、後白河の時までは十人内外であった。鞍負尉、檢非違使にいたっては数も定まらず、一度の除目で鞍負尉や兵衛尉は四十人をくだることがなく千人にもなっているという⁽¹¹⁾。とくに後者の鞍負尉や兵衛尉は当然のことながら関東の任官者が大部分であったろう。しかも、この時期あたりでは成功錢などを通じて叙位任官を果たした御家人のなかに「諸大夫」（五位を中心）や侍（六位を中心）が一定の層をなしていたのである。御家人の五位六位は単純には身分内身分とはいえないかも知れないが武士の上位の身分秩序を形成しているといってよいであろう。それは將軍の鶴岡八幡宮の参内の行列などに明確に示されている⁽¹²⁾。また武士などの任官により朝家の財政維持（成功錢など）に協力していたことに摂政兼実などは早くから不快の念を持ったことは確かであった。

次は一三条で「不レ可レ召仕町人并道々輩事」でみると地頭御家人に対してが中心であろうが、「号權門之所從、諸人訴訟之時、或不レ從奉公人催促、或語取權門之書状、好非分沙汰、自今以後、一向可レ止レ之、如レ此被定下後有犯者、可レ被行科斷也、縦雖不召仕沙汰之時、称知音人口入之條、甚不レ可然、但付能解戈逃作要事、不レ及レ制止之」⁽¹³⁾とあって「町人や道々輩」を今後は召仕うことを禁じている。

一三六条には「在京武士乗レ車横行洛中事」に対しては慥に停止するよう六波羅に命じて

いる。このように在京武士にあっても洛中では乗車などは停止されている。一三七条ではつづけて御家人中の「過差」を停止している。その中味はこの条文からはあきらかではないが「洛中」ということが関係しているのであろう。いずれにしても、在京の武士や御家人にはこのようなことが停止されているのである。

一四二条ではすでに前年に入倫売買は禁制であったが寛喜飢饉のさいには許されたが延応元年には綸旨に任せて停止されているのであるがこの条では寛喜の飢饉のさいあるいは子孫、或は所従を放券し活命を計るのを禁止することはかえって人の愁歎とすることであるから禁制しなかった。しかし延応には世間はもとに復したので、「甲乙之輩」が失意の地位にある者をお売買するなど違犯していることは甚だその謂ではないとして早く停止するよう規定し、もし猶この制令を守らない者については在所と交名を注申するようにとしている⁽¹⁴⁾。なお、一五一条では入倫売買事については以前では綸旨に任せて停止することであったとあるから全国的に禁令されたのであったのである。これでみると「甲乙之輩」でも有力なものは入倫売買にかかわっていたことが解るし、この場合は一時的であるようであるが階級として身分としての「奴隸」化は常に存在していたとみてよいであろう。

さて一四五条の「凡下輩不レ可_買領買地_事」によれば御家人地頭でも私領の沽却は認められ、所領のない御家人等も存在しているのであるが、1240年代ともなれば「凡下輩」とは（沙汰未練書、「甲乙人等トハ、凡下百姓等事也」とある）や借上は御家人らの「私領」であっても買とることを認めず近例に任せてそうした所領は収公するとして御家の保護を打ち出している。また「侍」已上でも非御家人は知行に及ばずとある⁽¹⁵⁾。さらに山僧を以て地頭代官とすることは停止するといっている。これらの規定からすると法的には地頭御家人は保護されているが部分的にしろ経済的には追いつめられていることが解る。

一四六条にみる「雜人訴訟事」によると国々に奉行人をついているが奉行人が度々相觸ると雖も事が行われず御教書を申し成すの間、延弱の訴人は往反の日月を経るため尤も不便であるという。今後はすべて御教書に申し成すことなく奉行人の奉書をもって下知を加えることとし、三箇度に及んで叙用しなければ事の由を注申し、且つ傍輩の濫吹をこらしめ且つは雜人の愁訴を慰めんため罪科を行うべしとの規定がみえる⁽¹⁶⁾。なお、ここでいう雜人とはこの期の百姓・凡下の別称で幕府法令上でもこの語句が使用されている。もっとも奴婢・下人と同様に主家に隸属し、質入れ、売買の対象となったものとほぼ同様に扱われた者も雜人と称された事例もあってその境界に存在したものもあったのである。

二〇〇条の「可レ被レ止_鎌倉中僧徒從類太刀腰刀等_事」によれば僧徒之所従、常致_鬪乱_、多及_殺害_云々、武士之郎従、猶以不レ及_此之狼藉_、何況於_僧徒所従_乎、是則好而召_仕武勇不調之輩_、專不レ加_禁遏_故也、於_自今以後_者、僧徒之兒、共侍、中間、童部、力者法師、横_雄劔_、差_腰刀_、一向可_停_止之_、若背_此制止_及_刃傷殺害_者、宜_被_處_主人於過怠_、堅存_此旨_不レ可_違犯_之由、可_下令_レ相_觸供僧等_給_之旨所_候也⁽¹⁷⁾これに

よると「侍」ばかりでなく供僧の子息共侍以下の者たちも太刀や腰刀等の武具を所持した者がかなり存在したことが解る。そのことがあってか「追仰」として伴輩劔刀者は小舎人に命じて見合に従つて抜取り大仏に施入すべきことを命じているのである。これは鎌倉中の寺社を対象としたものであるから京都をはじめとして他の地域の有力寺社の下層の従者たちも同様な事態にあったとみてよいであろう。同様な規定（二〇一条）は勝長寿院の僧房の鬪乱にも「武勇不調之輩」である僧徒の子息、共侍、中間、童部、力者法師等も武具を所有していたため堅く主人たちに相觸れている⁽¹⁷⁾。

次は侍に関してであるが「式部丞并諸司助」に関して百貫文をもって申し任じられるようこれまで沙汰していたが（位は六位）今後はその儀はなく「侍」の所望は一向停止と定めている⁽¹⁸⁾。なお、越境下人事に関しては地頭らの不和の子細があつて年来拘留めている者については年紀を論せず今更沙汰のかぎりではないが、今後は相互に慥に糺返すべきである。但し百姓下人にいたっては地頭の所従と一緒にすべきではなく十箇年内ならば定めおかれているのに准じて返与すべきであるとして、これだと百姓下人と地頭所従とは区別されているのであるが二ヶ月後の（二〇九条）⁽¹⁹⁾規定では両者を分別するのは沙汰の煩があるとして相互に糺返するよう下知を加えている。

二二六条の「山野河海事」によると「草木獸鳥魚類海草等、有要用之時者、觸其所之領主、宜被和與之處、恣有押取輩之由有其聞、結構之趣、尤無道也、可停止之、但如然之事、相憑近辺之条、世間之習、領主又弁事情、強不可拘惜、若背之者、輕者被行過怠、重者可被召所領矣」というもので「世間之習」を破る者は地頭御家人らは重きは所領を没収とあって、甲乙人（百姓など）を保護している例ということができよう⁽²⁰⁾。

二二九条によると（「縁者分限事」）以前にも規定されているし身分問題ではないが式目の如く「祖父母、父母、養父母、子、養子孫、兄弟、姉妹、聟^{姉智妹聟}孫^{聟同}、舅、相舅、伯叔父、甥、從父兄弟、小舅、夫妻訴訟之時、鳥帽子々、聟^{姉妹}者、守^上裁之趣、物沙汰之時者、可^レ退^レ之歎、又問注奉行可^レ准^レ之矣」とあって、一族、親類など御家人達の退席の順序がこのように規定されている⁽²¹⁾。

二三三条の「博奕事」によると侍雙六者、自今以後、可^レ被^レ許^レ之、下臘者永可^レ被^レ停止、四一半、雙六、目勝以下、種々品態、不^レ論^上下^下、一向可^レ被^レ禁制、於^レ違犯之輩^者、任^レ法有^其沙汰、可^レ被^レ召^レ所職所帶、至^レ下賤之族^者、可^レ被^レ處^レ遠流^也とあって地頭御家人と下臘の者とは許されざるものについては上下ともに禁制されたものを行つた場合、処罰に相違があることが解る⁽²²⁾。

二四〇条で「非人」についてをみることができるがその内容は「寛喜飢饉時養助輩事」に関してであつて、「無縁非人者、不^レ及^レ御制」⁽²³⁾として養助の対象からはずしている。この件は同様な規定が二四三条にもみえる。二四五条では町人（商人）と思われるものを対象として保司奉行人が存知すべきこととして「差^レ出宅檐於路」「作^レ町屋漸々狭^レ路事」「造^レ懸小家

於溝上_事」など禁制され保々奉行人が相觸れた後七ヶ日たっても、それを守らないと破却するある⁽²⁴⁾。

次は二五一条の「鷹狩事」⁽²⁵⁾で殊に禁制のところ近年（1245年〈寛元三〉）甲乙人等が代々の下知に背き国々や鎌倉中で多くが狩を好んでいる由の聞えがあり、永く停止すべきであり、今後はなお違犯の輩は後悔あるべしとある。但し神社に供祭鷹は制限のかぎりではないといふ。

次は二五六条と二五六条に「謀叛輩事」について規定されている。後者によると「宝治合戦」があったことが関係しているものと思われるが、後者では「謀叛之輩爲宗親類兄弟者、不レ及子細可レ被召取、其外京都雜掌、國々代官所從等事者、雖レ不レ及御沙汰、委尋明、隨申上、追可レ有御計之由、自_関東_所レ被_仰下_也、可レ令レ存此旨、而称_謀叛被官輩、無_左右_、及_追捕狼藉_之由、有_其間_（下略）」⁽²⁶⁾ そうしたことが事実であれば甚だよろしくない所詮はこうした煩は止めるよう子細を注進すべきである。確かに鎌倉幕府に対する叛乱は京都の公家や洛中の武士を含んでいることが多く文中には「所從」が含まれている点などが注目される。

1250年代（建長1～7）となり親王將軍である宗尊親王を迎えた翌年に追加法が十三ヶ条発布されている。（282～294条）この十三ヶ条中で注目されるのは「土民=百姓」を対象としたとみられる「撫民之法」とみてよい追加法が三つでている点⁽²⁷⁾と二五二条の「密懐他人妻罪科事」⁽²⁸⁾で罪科がのがれることのない名主には過料二十貫文で百姓等は五貫文と相違がみられることである。つまり百姓等に「撫民之法」を出す必要が生じたことと名主と百姓とでは過料額などからみてあきらかに格差が生じていることであろう。また他方では「無_其沙汰_過_十ヶ年_者、不レ及_沙汰_」という規定が式目では「奴婢相論」にあるものの二九一条では「而所領知行之間、召_仕百姓子息所從等_之後、称_過_十ヶ年_、永令_進_退服仕_、或移_他所_之時、号_所從相_懸煩_云々、事實者無_其謂_、付_田地_召_仕百姓子息所從事、縱雖_歷_年序_、宜_任_彼輩之意_」⁽²⁹⁾とあり、前者の「撫民之法」とともに、支配層である地頭御家人と百姓所從らの矛盾が深まっていることがいえるのである。なおいいうなら十三ヶ条の末尾には一事といえども違背し非法を致すならば所職を改替するし、沙汰人らは地頭代の非法を注申すべきであり⁽³⁰⁾、もし地頭代の権威を憚って見隠聞隠するならば同罪だといっている。さらに兼て大事の沙汰においては地頭代沙汰人名主等が寄り合って相互に談議を加えて沙汰をするようにといっている⁽³¹⁾。これであきらかのように名主は支配層の一環を担うよう位置づけられてもいるのである。

次に三二三条「止_山野江海煩_可_助_浪人身命_事」によれば諸国飢饉之間、遠近佐僚之輩、或入_山野_取_薯蕷野老_、或臨_江海_求_魚鱗海藻_、以_如_此業_、支_活計_之處、在所地頭堅令_禁過_云々、早止_地頭制止_、可_助_浪人身命_也、但寄_事於此制符_、不_可_有_過分之儀_、存_此旨_可_致_沙汰_（後略）」この場合の「浪人」とは如何なる存在かあきらかではないが中心的には職人でないものや百姓以下（農民・漁民など）の者達であろうか⁽³²⁾。

次に三二六条の「六齋日并ニ季彼岸殺生事」でみると格式以来罪業は炳焉であるとして件日々に「早禁魚網於江海，宜レ停狩獵於山野也」として違犯の輩あらば御家人にいたっては交名注進するように命じ「凡下輩」においては罪科に處すと規定している⁽³³⁾。これによると支配層である「御家人」と「凡下輩」の違犯輩に対する處置には相違のあることが知られる。

三三三条の「京上役付大番役」についてみると諸国御家人は恣に錢貨や夫駄など巨多用途を貧民に課し呵法譴責を諸庄に致すため「百姓等」は侘傺に及び安堵しないという。それ故に御家人の大番役は今後は段別錢參百文、此の上に五町別に官駄一疋、人夫二人を課し、この外は停止すべしとある⁽³⁴⁾。ここでも百姓が安堵するよう指示している。また放生会的立役、同隨兵、若官流鏑馬役、二所參詣の隨兵役など巡役について催促の時、彼用途を「百姓」に充課することを停止し、地頭得分をもって勤仕するよう侍所の奉行人に命じている⁽³⁵⁾。

三六四条の「物具事」に関しては全体として過差を禁じている。前条の「五節供事」⁽³⁶⁾について百姓に充催することは「土民之歎」となることから一向に停止とある。なお、前条の「物具事」で身分的差別のあるものとしては「行騰の大班」は一切停止とするが但し流鏑馬并御共之時は制限はしないが「郎等」以下は下品行騰を用いるべしとある⁽³⁷⁾。この場合、行騰には皮と布のものとがあり下品の行騰とは布製のものであろう。なお、「大班」とは行騰（むかばき）に大きな「まだら」をつけていることであろう。

三六五条の「衣裳事」⁽³⁸⁾でみると「元三之間、狩衣以一具可通用也、但或有晴儀、或有雨濕事之時、令改着者非制限。惣正月中狩衣不レ可レ過三具、殿上人以下、不レ可レ着無文穀并志之良綾奴袴、諸大夫以上之外、不レ可レ着有文狩衣、五位以下狩衣裏不レ可レ用美絹、引襦尋常之時、可レ用單狩衣、郎等調度懸、雜色大童子、不レ可レ着絹裏狩衣、雜色大童子一向可レ用白張（以下略）」とあり、この衣裳事については御所女房、諸家女房、女房夏時等についても、この他、種々の規定があるが細部にわたるので省略するが、武士についてみると位によって異なる着衣を用いているが大きくは「郎等」とそれ以上とは相違が顕著であることと百姓以下については規定がないことが注目される。

次は「從類員數事」⁽³⁹⁾でみると「四位以上雜色六人、五位四人、六位二人」とある。檢非違使五位尉は郎等四人、雜色四人、小舎人童一人、調度懸一人、舍人一人、放免五人、此外火長、看督長如レ恒ということであるがこれが同六位尉では郎等三人、雜色二人、小舎人童一人、調度懸一人、舍人一人、放免四人、火長、看督長如レ恒ということであった。この他、注目すべき点は流鏑馬の時の的立には郎等を具じてはならないとか鎌倉中出仕輩（御家人であろうか）所從五人を過ぎてはならないとある。また騎馬供人等（鎌倉中であろう）は二人を過ぎてはならないし違犯の輩は罪科に處せらるべきであり、奉行人も注申しなければ子細同前と規定されている。

こうした供人に関しては鎌倉中の僧侶には僧正は從僧三口中童子二人大童子四人を具すことができ、僧徒は從僧二人の他は同じ、法印は僧徒に同じ、律師は從僧一口中童子一大童子一

人と少くなっている。法橋は法眼に準じ、凡僧は律師と同じであるという。晴日の僕従はこの制を守り尋常出仕之時はその数に及ぶべからずとあり、僧位によって僕従など従える人数に差のあることが解る。こうしたことであるから「侍」も「僧」も鎌倉中を歩行などする時には彼等がどのような位置にあるかが解る。

三八〇条によると侍は町人や道々輩を召すことを禁じている。三八一条以下では乗車のことが規定されているがこの条では在京武士が洛中を近年多く違犯して横行しているため禁じている。三八二条では鎌倉中乘輿事を禁じているが但し殿上人以上并僧侶は制限しないし、また「御家人」も六十才以上は許された。三八三条では「凡下輩」の騎馬を停止しているがこの件に関してはより具体的に「雜色」「舍人」「牛飼」「力者」「問注所、政所下部」「侍所小舎人以下道々工商人等」⁽⁴⁰⁾は鎌倉中の騎馬は一切禁じられている。こうしたことの逆な面としては「侍所雜仕以下下部等が御家人の宿所に行って饗応をうけること」についてみると侍所雜仕、小舎人、朝夕雜色、御中間、贊殿虫よ執当、釜殿等、正月并便宜之時、行向諸人宿所、常求盃酒、甚以左道也（下略）⁽⁴¹⁾として早く停止すべきであるとし、但し、奉行人の許に行き向うことは制限しないという。

三八五条では相模国の定使が夫功をとることに関しては人夫を召す時には人数を増加して残るところは夫功を取り免除を企てる由の聞こえがあるが事実ならば「土民の歎き」⁽⁴²⁾であり停止すべきであるとの規定がある。

四二〇条では有名な田麥に対して備前、備後の御家人に対して所當として徵収することを禁じ、「宜レ爲農民之依怙」⁽⁴³⁾という規定がみえる。「撫民之法」とともに、名主の地位やこのような「田麥」の問題「二毛作」をみると「百姓」の身分に変りはないものの飢餓などで格差を生じているが全体としては向上しているとみてよいであろう。他方、鎌倉での散在町屋等については大町、小町、魚町、穀町、武藏大路下、須地賀江橋、大倉辻には町屋御免所が認められ、こうした町屋も向上発展していることが解る。

四三三条の「以所領入質券令売買事」によると今後は御恩私頌を論ぜず一向沽却并入流之儀を停止し、本物を弁償すべきである。但し非御家人に対しては「延応制」にまかせて子細に及ばすとある⁽⁴⁴⁾。

四六三条によると蒙古襲来に関して安芸の国中の地頭御家人并本所一園地之住人らに対しても防戦するよう呼びかけているし⁽⁴⁵⁾、四六四条では「其身縊雖不御家人、有致軍功之輩上者」抽賞するとして普く告知するよう九国住人（侍）らに訴えている。このかぎりでは軍功をたてる者に対しては「御家人」となる道をあけたことになる⁽⁴⁶⁾。しかしながら文永・弘安の役で幕府は所領を得たわけではないから実際には「御家人」となったものは非常にまれであり、御家人でも庶家が勲功をたてても惣頌家が所領を手中にしてしまったのである。

さて、四七八条によると「諸人官途事」に関してであるが諸大夫は成功錢を必要とせず「侍」は「成功」を納入するなどして沙汰に相違があったため、公益を全するため向後（建治三年）

は諸大夫、侍ともに平均に功要を召すことに定められている⁽⁴⁷⁾。ところで五二九条ではしばしば地頭御家人の所領についての規定がみられるのであるがこの条では「関東御領事」に関して非御家人并凡下之仁、或称_レ相伝_レ號_レ請所_レ、或帶_レ沽券質券等_レ、多似領作之由、有_レ其聞_レ、尋_レ明越中越後両国之當知行之交名、田畠在家員數_レ、可_レ被_レ注申_レ（後略）⁽⁴⁸⁾とあって、御家人の所領が非御家人や凡下之輩の手中に移っているとの聞えがあるので所領の當知行交名と田畠在家の員数の報告を求めている。鎌倉幕府の御家人の所領などの存在がかなり変動しているとみられるのである。この傾向は「夜討強盜山賊海賊殺害罪科事」によれば御家人に於ては六波羅に其身を召進し、所領を注進すること、非御家人凡下輩においては所犯輕重に随って罪科淺深あるべきで兩人相議して沙汰を計らしめるべきとある⁽⁴⁹⁾。

五三四条の「博奕輩事」⁽⁵⁰⁾に関してはしばしば類似の法令がみられるが弘安七年（1284）ともなると守護人御使沙汰として禁遏を加え、違犯の輩あれば御家人に対しては所領を召し、非御家人凡下の輩も同罪とあるから前述の如く非御家人や凡下の輩に所領を得ているものが存在しているとみてよいであろう。こうしてみると幕府体制下の「身分」は変動していないものの実態には変動がみられるようになっているのである。この点は五四四条の鎮西の宗たる神領事で「甲乙人等、稱_レ沽却質券之地_レ、猥管領之由、有_レ其聞_レ、尋_レ明子細_レ如_レ旧爲_レ被_レ返付_レ所_レ差_レ遣明石民部大夫行宗、長田左衛門尉教経、兵庫助三郎政行_レ也、（中略）太宰少貳経資法師可_レ爲_レ合奉行_レ、或帶_レ康元前後下知_レ或雖_レ經_レ知行年序_レ、爲_レ沽却質券地_レ之條、無_レ異儀_レ者、可_レ沙_レ汰付之_レ（後略）」⁽⁵¹⁾とあるが、果たして実行を伴うことができたか疑問であるが、こうした事態が進行しているのである。なお、この時期の引付衆や頭人並奉行人などの緩急などもあって法令遵守が果たされているように思われない。もっとも、五六二条の「名主職事、条々」の法令では「父祖其身勤_レ仕御家人役_レ之條、帶_レ守護人状等_レ可_レ安堵_レ、但於_レ凡下之輩_レ者、不_レ及_レ沙汰_レ」とか「次不知行過_レ廿箇年_レ者同前」（下略）などをみると「御家人」や「凡下輩」の身分による取扱いは依然として法的には維持されている⁽⁵²⁾。もっとも、所領がなくとも祖父母下文があれば「御家人」として扱うとは以前からいっていることであるが、六〇九条（弘安十年）でも同様に御家人として安堵しているが、「但依_レ其身振舞_レ可_レ有_レ許否沙汰_レ欽」⁽⁵³⁾とあることから「御家人」の身分も絶対とはいえないが、その「身分」の維持のためにそれなりに注意を拂っているがその経済的事態はそう安泰ではなかったのである。その点は「身分」とはいえないが鎌倉中の僧徒について、「恣昇進之條甚濫吹也、自今以後、不_レ蒙_レ免許_レ者、可_レ被_レ懸_レ其科於師匠_レ、且寺社供僧違犯者、別當可_レ注申_レ也」⁽⁵⁴⁾とあって、こちらもそう安泰ではないとみてよいであろう。さらに「御家人」でも、西国の御家人は幕府との結びつきは弱いとみてよいであろう。というのは83号の論文でもふれているところであるが有力御家人が幕府に謀叛した場合、西国の御家人などに期待したことが多かったのである。そのことは六三三条で「西国御家人者、自_レ右大將御時_レ、守護人等注_レ交名_レ、雖_レ勤_レ大番役以下課役、給_レ關東御下文、令_レ領_レ掌所職_レ輩不幾、依_レ爲_レ重代之所帶_レ、隨_レ便宜_レ、或給_レ本所領家下文_レ、

或以神社物官充文，令相伝欵，雖爲本所進止，無殊罪科者，不レ可レ被改易之條，天福寛元所レ被定置也（下略）」⁽⁵⁵⁾ ということで所職を安堵してきたので本所年貢以下の課役，関東御家人役を勤仕すべきであるとこの時期になつてもいうことにその点はみてとれる。

さて、六六二条（同様な法令は六五七条にもある）「質券賣買地事」は永仁五年七月に出されたかの「永仁徳政令」といわれるものの内的一条であるが、「右，以所領或入流質券，或令賣買之条，御家人等佗傑之基也，於向後者，可レ從停止，至以前沽却之分者，本主可レ令領掌，但或成給御下文下知状，或知行過廿箇年者，不論公私之領，今更不レ可レ有相違，若背制符，有致濫妨之輩上者，可レ被處罪科矣，次非御家人凡下輩質券買得地，雖過年紀賣主令知行」⁽⁵⁶⁾ というものであり、この法令は実行を伴うことかできなかつたが、「御家人」保護が前面に出ていて、非御家人や凡下之輩とはあきらかに相違が認められるのであるが法的身分は維持されているのである。

以上、追加法上での幕府支配体制下の身分秩序を示していると思われる法令を逐次ふれてきた。「侍」については、殿上人（四位、五位）五・六位の御家人、郎等、非御家人や凡下輩、百姓、下人所從、非人、鎌倉中を中心として僧侶にふれてみたつもりである。勿論、これで鎌倉幕府支配体制下の諸身分が明確となったとはいえないが、少くとも法令上では以上のようなものであつたろう。もっとも、御家人や郎等などそれぞれの身分を項目別にふれることなく、式目や追加を年次的に検討したにとどまっており、今後は同時代の古文書や吾妻鏡などの記録での検討が残されている。武士結合の一つの方法としての「猶子」の問題などとともに後稿で検討したい。

- 註（1）承久の乱による没収地は三千餘ヶ所といわれている。勿論、鎌倉御家人で洛中にあって京方に加わったものたちの所領も含まれているであろうし、この乱によって「御家人」として認められた郎等や家人も存在したであろう。その結果、源家三代の將軍時代よりも地頭御家人も多くなつたであろうし、いわゆる西遷武士団として小早川氏などのように幕府の支配領域の及ばなかつた地域にも拡大することができたのである。
- （2）追加法十八（ここでいっているのは前掲佐藤進一池内義資編による「中世法制史料集」（第一巻）による。以下、追加法とあるのは同書からの引用である。
- （3）「百姓」については御成敗式目にもみられるし、追加法では「七」で「土民等」などと見える。また「十七」では「下民輩」などの表現が被支配階級には種々の名称でみられる。この場合は分国の「百姓」であろう。
- （4）翌二二の追加法「強盜殺害人事」では百文や二百文程の罪科は一倍の弁償で重科の輩はその身を召取るが同意しない縁者親類は追求されないという。
- （5）諸社祭之時、非職之輩とあるから地頭職、下司職等々の職を帯びない輩などというのであるから職人でない「商人」「百姓」「非人」などの下層の人達を指しているのであろう。
- （6）芸能に秀でたものに所領を与えて召仕えていたことが解る。このように「侍」とは異なつた人物も召仕えているのである。
- （7）鎌倉中の僧徒の武具所有などに関しては前述のように取締まることができたが鎌倉中以外では本所に觸れた上でその身を関東に召し下して諏沙汰を行うとしている。そうした点では神人においても（追加法三三）在家の負累物を責め取つたり、處々縁人行路において運上物を點定したことについては白状に準じて其科を行ふべし、本人の断罪及び語得る人には本社本寺に対して厳制を守り權威を失遂すること

のないように伝えている。

- (8) これによると「郎等の任官は原則的には認めない方向にあることが解る。というのは御家人=主人と六波羅在中の重時がよくよく吟味するよう指示されていることからみて「承久の乱」で幕府側について武勲の実をあげた者達がこの場合は対象となったものと思われる。この法令の10年後にも（建長年間）の追加法308には「郎等任官事」で「延応以前拝任之輩，非沙汰之限，其後任官之族，不レ止其号者可レ被レ處，主人於罪科」，自今以後可レ有レ禁制者」とあって郎等の任官はきびしくなっているのである。ところで任官者の認可は朝家に対する成功錢の納入や労効によるもので、いま問題としているかなり以前にかの摂政九条兼実は本文に述べたような意見をもっていたのである。地頭御家人の研究の多くは庄園公領での対抗、農民などの収奪に注意が拂わっていた感があり、それはそれで事実であるが、他方ではこのような任官希望は幕初以来あとをたたない程の事態があったことも見落すことはできないのではなかろうか。鎌倉方は「朝家」と事実、承久の乱などでも対抗したのであるが、他方でこのように任官による成功錢などで「朝家」側の維持を助けていたのである。さすがに北條体制下では「任官」の抑制に務めなければならない程になっていたのである。
- (9) 摂稿「中世政治経済史の研究」第五章。この章では鎌倉御家人等の任官問題を扱っている。また官位に対する成功錢の額については同書同章で弘安十年段階での勘定記の記載などを紹介している。そこには公家・武家の任官問題ならびに法眼、法橋などの僧についても額が記されている。しかも公卿達は「任官功員數事評定し、近年減少間、有レ興行御沙汰」ということで、鎌倉末にいたっても、成功錢などに依存していることが解る。
- (10) 玉葉文治三年四月八日条。
- (11) 愚管抄附録 なお、註(10)および(11)はすでに摂稿「中世初期政治史研究」の終章吉川弘文館1998年でふれているところである。
- (12) 註(9)でふれているように將軍が鶴岡宮に参詣するにあたっての供奉人のうち五位六位だけで六十二人にも達していたのである。
- (13) 御家人の中には町人や道々輩を所従などとして仕えさせていた者が存在していたのであるが禁止の方向が打ち出されている。
- (14) 違犯の輩の問題では幕府は大変苦労しているさまが知られる。
- (15) 一定の御家人保護を法令で打出している。
- (16) 雑人訴訟における奉行人のあり方を示している。
- (17) 侍ばかりでなく「武具」を所持した僧の所従たち、僧徒之兒、共侍、中間、童部、力者法師がいたことが知られる。彼等がこのようなことを実際に行使したならば御家人の郎等や所従と変りがないことになる。この結果は本文に述べたように小舎人に命じて発見しだい大仏に施入することにしたという。鎌倉にある有力寺院である勝長寿院の僧坊にも武具を所有していた子息や供侍以下の者達が存在していたのである。
- (18) 追加法二〇四条。
- (19) 二〇七条及び二〇九条。
- (20) 山野河海事では基本的には百姓らでも自由に採取することは「世間之習」であるとしてその所の領主が恣に押取ることを禁じているが草木獸類魚類海草等は和与によるべきであるとしている。
- (21) 退座の順序について規定されているのが注目される。勿論この場合の対象は主として「地頭御家人」であろう。
- (22) 御家人たちは禁制を犯した場合は所職所帶は没収、下賤の族は遠流というから所職所帶のない者たちであろう。所帶が所領などを指すのであるものと思われるから、家人、郎等、さらには百姓、町人以下を指すものであろう。
- (23) ここでは援助の対象は「百姓等」が中心であろう。ところが「無縁非人」は対象外となっている点が注目される。なお、親類境界の者は一期の間は対象となるという。
- (24) これは序々に発展しつつある町屋などの建築規制ということであろう。
- (25) この規定は「甲乙人等」の「鷹狩等」を禁じた規定であるとみてよいであろう。
- (26) 恐らくは宝治合戦では鎌倉創立以前から有力な御家人である三浦氏を滅亡させることであるからこの合戦に参加して所領を確保する目的もあって、謀叛被官輩と称してそうでない者を追捕したりしている

- 一方、京都雑掌、国々代官所従らも注申に従つて追つて御計りあるべしとあり、こうした機会をとらえて所領などを確保しようとする動きが顕著であることが解る。
- (27) 幕府としては「撫民之法」によって百姓等を保護して年貢の確保に務める必要があり、他方ではこうした法令を出さざるを得ない「百姓等」の結集があつたからでもあろう。
- (28) この規定でみると名主の過料は二十貫文で「百姓等」は五貫文と差がみられるが、百姓達のなかで貧富の差が生じていることが看取される。
- (29) では召仕っている百姓所従らに対して地頭御家人たちは年序を経ていると永く召仕える事態がみられたという。こうしたことは一種の「撫民之法」で彼輩の意に任すべしと規定している。
- (30) 地頭代の非法を注申しないならば沙汰人らも同罪だとしている。
- (31) 地頭代沙汰人名主等が寄合つて相互に談議を加えて沙汰すると指示している点が注目される。
- (32) 飢饉のすごさがより知り得る。
- (33) 地頭御家人と凡下の輩とでは本文の如く違犯した場合相違した罰則を課すとしている。このかぎりでは地頭御家人に従つたと思われる郎等、家人の処遇は明らかではない。
- (34) この規定は御家人らの大番役の負担を「百姓等」に課すことを禁じている。
- (35) 三四〇条でも放生会的立役以下の諸役を百姓に課すことを禁じ、地頭得分で勤仕するよう侍所の奉行人命じている。
- (36) 百姓に充課することを禁じている。
- (37) 行^(ゆき)騰^(とき)の大班は一切停止し、流鏑馬并御供の時の使用はしてよいが「郎等」以下は下品行^(ゆき)騰^(とき)（衣製）を用いよといっている。（行^(ゆき)騰^(とき)は皮製と布製がある）
- (38) 正月や殿上人、諸大夫、五位以下、郎等などで衣裳の相違がみられる。
- (39) 位などによって從類員数に相違が認められるのである。羽事については上品羽は郎等以下は用いてはならないという。また從類員数事では僧についても定めがあって僧正^{三口}中童子二人^{大童子四人}で僧都、法印、律師、法眼、法橋、凡僧とそれぞれ員数が規定されている。
- (40) 追加法 三八三。
- (41) 追加法 三八四。
- (42) これも「撫民の法」といってよいであろう。
- (43) 追加法 四二〇。
- (44) 追加法 四三三。
- (45) 追加法 四六三。
- (46) 追加法 四六四。
- (47) 追加法 四七八。
- (48) 追加法 五二九。
- (49) 追加法 五三二。
- (50) 追加法 五三四。
- (51) 追加法 五四四。
- (52) 追加法 五六二。
- (53) 追加法 六〇九。
- (54) 追加法 六一二。ただし鎌倉中の僧徒官位事についてである。
- (55) 追加法 六三三。
- (56) 追加法 六六二。

On Social Positions under the Kamakura Shogunate

KITAZUME, Masao

Abstract

The thrust of the inquiry in the previous work was on the character (family background) of the shogun and shikken, but under the shogunate's system of rule the character of social classes (social positions) for samurai (lower-ranking manor lord) families and their retainers was also to some extent regulated. In addition, various groups of low status such as "peasants", "merchants" and "artisans" were controlled, and there were also the "hinin" who were outside the system of rule. Although "monks" were under the ruling system of the Kamakura Shogunate, they were organized so that their rank was similar to that of the bureaucracy. Furthermore, as the Kamakura Shogunate's control did not reach as far as the society of the nobility or of temples and shrines during this period, it should be stated in advance that this work will not address this subject.

Keywords: social position of samurai, lower classes, monks

(きたづめ まさお 札幌学院大学 名誉教授)